

危機管理マニュアル

大湊村放課後児童クラブ

I 部 事故防止マニュアル 【p3～】

施設内外事故防止と事故発生への対応
おやつ・食事提供時の事故防止と対応
感染症予防及び感染症対策

II 部 防犯マニュアル 【p7～】

利用・帰宅時の安全確保
不審者侵入への対応

III 部 防災マニュアル 【p9～】

施設の立地条件
災害に関する情報の入手方法
災害時の連絡先及び通信手段の確認
避難を開始する時期等の判断基準
避難場所
避難経路
災害時の行動（災害別）
災害時の人員体制と対策
保護者との連携（関係機関との連携）
災害への備え

Ⅰ. 事故防止マニュアル

はじめに

児童クラブにおける事故は、施設内外での事故から食中毒・不審者対応などによるものまで様々な内容があり、発生形態も多種多様です。利用する児童の安全を確保する事は、施設運営の最優先課題です。

職員は、日頃から事故等の緊急事態を想定して危機管理意識の向上に努め、緊急事態に直面した際はそれぞれの役割分担に応じた的確な対応が求められます。

この「危機管理マニュアル」に基づき、さまざまな緊急事態に冷静かつ迅速に対応し、児童の安全を確保します。

《1》施設内外事故防止と事故発生への対応

(1) 事故を想定し予防する

- ① 学校敷地内の危険な場所や決まり事などを常に学校と連絡を取り合い把握します。
- ② 収集した情報に基づいて、事故を予防する方法を職員間で協議・検討し、必要な対策を取ります。
- ③ 児童と危険な場所、決まり事を確認していきます。
- ④ 緊急時に対応できるよう、防災訓練等を定期的実施し緊急時に備えます。
- ⑤ 次の諸点は日常業務の中で留意します。
 - ・敷地内、施設内に危険物を置かないこと
 - ・日頃から危険な事、危険な場所は児童と確認し、注意喚起を行うこと
 - ・一人ひとりの児童を深く理解し、行動を予測すること
 - ・児童の様子や変化を職員間で共有すること
- ⑥ 業務日誌にヒヤリハット事例などを記録し、事故の未然防止に努めます。

(2) 怪我・事故に対応する

万一事故等が発生した場合は、可能な限り正確な情報を収集して職員間で共有します。また、怪我や事故の状況に応じて、別表「怪我・事故などの対応」に沿って的確かつ迅速な対応をおこないます。

別表「怪我・事故などの対応」

※ 状況みて保護者へ連絡する

状況	対応	備品	伝達
擦り傷 切り傷	患部を流水で洗い流す (部位によっては消毒)	カットバン 消毒液 包帯など	→ ※
打撲・突き指・捻挫	患部を冷やす(腫れがなくても冷やす。)	冷えピタ、氷のう、保冷剤、湿布	→ ※
骨折	冷やす 動かないように、固定する。	添え木(ダンボール) 三角巾など 氷のう	→ 保護者・教育委員会へ連絡 保護者不在の時は救急車
高い所からの落下	意識がある場合 頭部、体の確認	氷のう、保冷剤、湿布	→ 保護者・教育委員会へ連絡 必要ときは救急車
	意識がない場合 頭部、体の確認	心臓マッサージ 人工呼吸 救急車	→ 保護者・教育委員会へ連絡
頭が痛い	検温し、頭を冷やす 休ませる いつから? 吐き気は? 給食は?	冷えピタ、氷のう、アイスノン 体温計	→ 保護者へ連絡
おなかが痛い	トイレはないか確認 休ませる いつから? 吐き気は? 給食は?	体温計	→ 保護者へ連絡
	意識がないとき けいれん 目の異変 首の異変 頭部損傷	救急車(119)	→ 保護者に連絡 教育委員会へ連絡

※保護者に連絡をし、病院へ行った場合

↓ ↓ ↓
病院から帰ってきた頃に、保護者に連絡をし、様子を聞く。教育委員会へ状況報告する。

(3) 事故後の対応

① 事故の原因を追及し、改善策を職員間で話し合い再発防止の対策を具体化し、教育委員会に報告します。

② 児童及び保護者へ説明します。

職員は、児童及び保護者へ必要に応じて、事故発生の状況を下記に沿って説明します。

- ・客観的な事実経過と職員の対応
- ・児童の様子
- ・再発防止に向けた取り組み

《2》おやつ・食事提供時の事故防止と対応

(1) 食中毒防止及び安全なおやつ・食事の提供について

- ① 衛生管理の面から提供するおやつは市販品とし、検品作業を適切に行い、消費期限・賞味期限を厳守します。
- ② おやつ及び食事提供前は、児童に手洗い・うがいを徹底し衛生管理に努めます。
- ③ 習い事やその他の理由によっておやつの時間に食べられない場合は、個別対応することとし、おやつ提供の公平性を確保します。

(2) 食物アレルギーを持つ児童への事故防止

- ① 食物アレルギーを持つ児童に対しては、個別に聞き取り調査を行い、アレルギー対応の除去食を把握し、必要な書類等を保護者と事前に確認し、事故の防止に努めます。
- ② アナフィラキシーショック症状が発生した場合は、直ちに救急要請を行い、児童がエピペンを所持している場合は、緊急避難行為として保護者に確認の上、エピペンを代理使用します。

(3) 発生時の対応

- ① 症状を把握し応急処置を行い、必要があれば救急要請を行います。
- ② 教育委員会に連絡します。
- ③ 保護者には事実経過と児童の状況を伝えます。
- ④ 食品を保全します。
- ⑤ 事故後の対応については、保健所等の指示に従って取り組みます。

《3》感染症予防及び感染症対策

(1) インフルエンザ等の感染症予防

- ① 日頃より学校と連絡を取り、情報を交換します。
- ② 服装、手洗い、うがいの励行など児童の健康維持に留意します。
- ③ 情報を保護者に伝え、児童の健康維持に必要な取り組みを呼びかけます。
- ④ 感染症予防の学習に積極的に取り組みます。

(2) 学級閉鎖時への対応

- ① インフルエンザ等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合、該当のクラスの児童は、感染症の蔓延防止のため放課後児童クラブを利用できません。
- ② すぐーる（園・小・中緊急連絡システム）等を活用し、状況の把握に努め、必要に応じて対象の保護者へ連絡します。
- ③ インフルエンザ等が、児童クラブの児童を通して蔓延しないよう、地域の情報把握に努め育成支援上工夫します。
- ③ インフルエンザ等が、発生した時の対応は国、県、大潟村（教育委員会）の方針に基づき対応します。
- ④ 在籍児童、職員がインフルエンザ等に罹った場合には、随時、教育委員会に報告をします。

(3) その他

- ① 放課後児童クラブにおける感染症対策は、「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018年3月改定厚生労働省）に基づき対応します。
- ② その他、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合は、教育委員会の指示に従います。

II. 防犯マニュアル

はじめに

近年、児童が巻き込まれる事件・事故が多発しています。児童クラブ防犯マニュアルを作成し、防犯教育を進めていくとともに、児童が安心して児童クラブに通えるように、事件・事故に巻き込まれないように努めます。

《1》利用・帰宅時の安全確保

(1) 安全確保のとりくみ

- ① 職員は、児童と一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行います。
- ② 緊急時に保護者や関連する部署と連絡を取り合い、適切な対応ができる体制を整えます。

(2) 児童クラブからの帰宅方法

- ① 児童の安全確保のために保護者のお迎えを基本とします。
- ② 児童の判断での外出を避けるため、事前に保護者へ習い事等の予定を確認します。

《2》不審者侵入への対応

(1) 危機を想定する

職員は、施設内外での安全に関する情報を、日々の児童との関わりや学校、地域の町内会、警察などを通して収集し、共有しながら危機について予知・予見するように努めます。

(2) 危機を回避する

危険を予知した場合、職員間で協議し危険を回避する方法を検討します。

(3) 不審者の侵入防止策

職員は「施設内外の安全管理の徹底」と「関係機関との協力体制の構築」「防犯訓練の実施」等を定期的に行い、防犯に備えつつ日々の育成支援にあたります。

① 施設の安全確認

施設の死角となる場所や、職員の目が届きにくい場所を確認し、それらをできる限り解消するように努めます。敷地内外の見回り、普段使用していない場所の施錠、施設の出入り口の安全確認、窓ガラス等の破損の迅速な補修などに取り組みます。

② 来室者への対応

職員は、防犯のために来室者に対して「あいさつ」や「声かけ」を積極的に行い、用件の確認等を行います。相手の話し方、話の内容、表情等を見極めて不審者を判断するようにします。

③ 地域及び関係機関との連携体制

不審者に対しては、地域や保護者の協力、関係機関の協力、警察や消防等の関係機関と連携して対応します。また、職員は緊急事態の際の連絡方法を把握します

④ 不審者と遭遇した場合を想定した訓練

実地訓練を通して、職員及び児童に不審者が侵入した場合に「どのように行動すればよいか」「どんな危険があるのか」といった事を周知し、安全な避難経路の確認や避難時の注意事項の育成支援を徹底します。

⑤ 不審者情報が入った場合の対応

警察等からの情報収集を継続して行います。また、学校や教育委員会とも連携していきます。施設外での遊びを制限するなど、児童の安全を確保するための対応をします。

状況によって、保護者に連絡し児童のお迎えを依頼します。保護者不在の児童は、安全が確認されるまで施設に留め置く等の対応をします。

(4) 不審者が侵入した時の対応

① 児童の安全確保

万一不審者が施設内に侵入した場合は、児童の安全を最優先に考えて対応する事が職員の責務です。職員は、児童を避難させるか待機させるか等、状況を冷静に判断し適切な指示を出さなければなりません。そのため、不審者に関する情報をできるだけ多く収集し、判断の指針にします。

② 具体的対応

職員は、不審者への対応の中で言動や行動を観察し、「職員だけで対応できる場合」「関係機関への協力を依頼する場合」「関係機関が対応する場合」などを判断して、行動目標を設定します。

ア. 不審者が危害を加える恐れがある場合

職員は、不審者を落ち着かせるよう努力し、児童の安全を確保し、次の危険回避策を講じます。危険があると判断した場合は、他の職員の応援を得ながら児童に避難を指示し、できる限り危険の少ない方向へ誘導します。

また、施設内に異常が発生した事を外部（こども園含む）へ伝達するとともに、警察及び教育委員会へ速やかに連絡します。

イ. 不審者が凶器を所持していた場合

凶器の所持が疑われる場合については、児童の避難誘導を最優先に行動し、安全が確保される場所への避難を指示します。また、警察へ通報し警察官が現場へ到着するまでは、できるだけ刺激しないように慎重に行動します。ただし職員が身の危険を感じた場合は、無理せず避難する事も考え行動します。

(5) 事案後の対応

不審者侵入事案発生から警察の聞き取り調査等が終了し、総てが終結するまで責任を持って対応します。児童及び保護者への説明や必要に応じて地域住民への説明も行います。また、事故を検証し再発防止に向けた取り組みを行います。

Ⅲ. 防災マニュアル

はじめに

児童クラブでは過去の自然災害を教訓として、いつ起こるか分からない災害に対して、安全教育、安全管理等を常に見直し、子どもたちの命を守るためのクラブ運営に努めていきます。

《1》施設の立地条件

(1) 立地の確認

◆施設名	大潟村放課後児童クラブ（大潟こども園内）
◆本施設の所在地	秋田県南秋田郡大潟村字中央5番地1
◆電話番号	080-8209-7641（※教育委員会 0185-45-3240）
◆施設設置年月日	平成30年4月1日

児童クラブは、大潟村の総合中心地内に位置し、堤防で囲まれた大潟村内でも比較的地盤が強く、高い位置に立地しています。津波ハザードマップ等被害想定区域にも指定されていない、比較的安全な立地していますが、近年増えてきた想定外の自然災害に備える必要があります。

(2) 想定される災害

地震・火災・台風・浸水（用水路氾濫）

《2》災害に関する情報の入手方法

防災行政無線（個別受信機等）からの第一報および、防災関係機関への問合せ、テレビ・ラジオ、インターネット等の情報検索などメディアを通じて迅速に災害情報を入手します。

《3》災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 設備の確認

- ①情報収集・伝達手段
 - ・情報収集
〔テレビ、パソコン、ラジオ、携帯電話、防災行政無線（個別受信機）〕
 - ・情報伝達
〔すぐる（園・小・中緊急時連絡システム）、携帯電話〕

(2) 連絡体制の整備

- ①職員への防災連絡体制・・・職員緊急連絡網
- ②防災関係機関等緊急連絡体制・・・防災関係機関一覧表
- ③電話が使えない場合の方法・・・NTT災害伝言ダイヤル「171」
携帯電話各社の災害用伝言板サービス
- ④通信機全てが途絶えた場合・・・自転車、徒歩、施設入り口への掲示等

(3) 自治体等の連絡先

◆防災関係機関一覧表

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
大潟村教育委員会	0185-45-3240	0185-45-2661	
大潟村生活環境課	0185-45-2115		
大潟分署	0185-45-2560		
大潟村駐在所	0185-45-2100		
大潟村診療所	0185-45-2333		
セコム	018-855-5850		
五城目警察署	018-852-4100		

《4》避難を開始する時期等の判断基準

(1) 避難の判断

- ① 地震の場合…地震発生後は直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難します。
- ② 浸水の場合…浸水する前の避難が原則です。村からの情報に注意し、避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合は早急に避難します。情報がなくても、危険を感じたらすぐに避難します。
- ③ 火災の場合…非常ベルや放送がなったら、出火元を確認して、直ちに施設外に避難します。情報がなくても、煙や焦げ臭いなどを感じたら、異常を知らせ施設外に避難します。

《5》避難場所

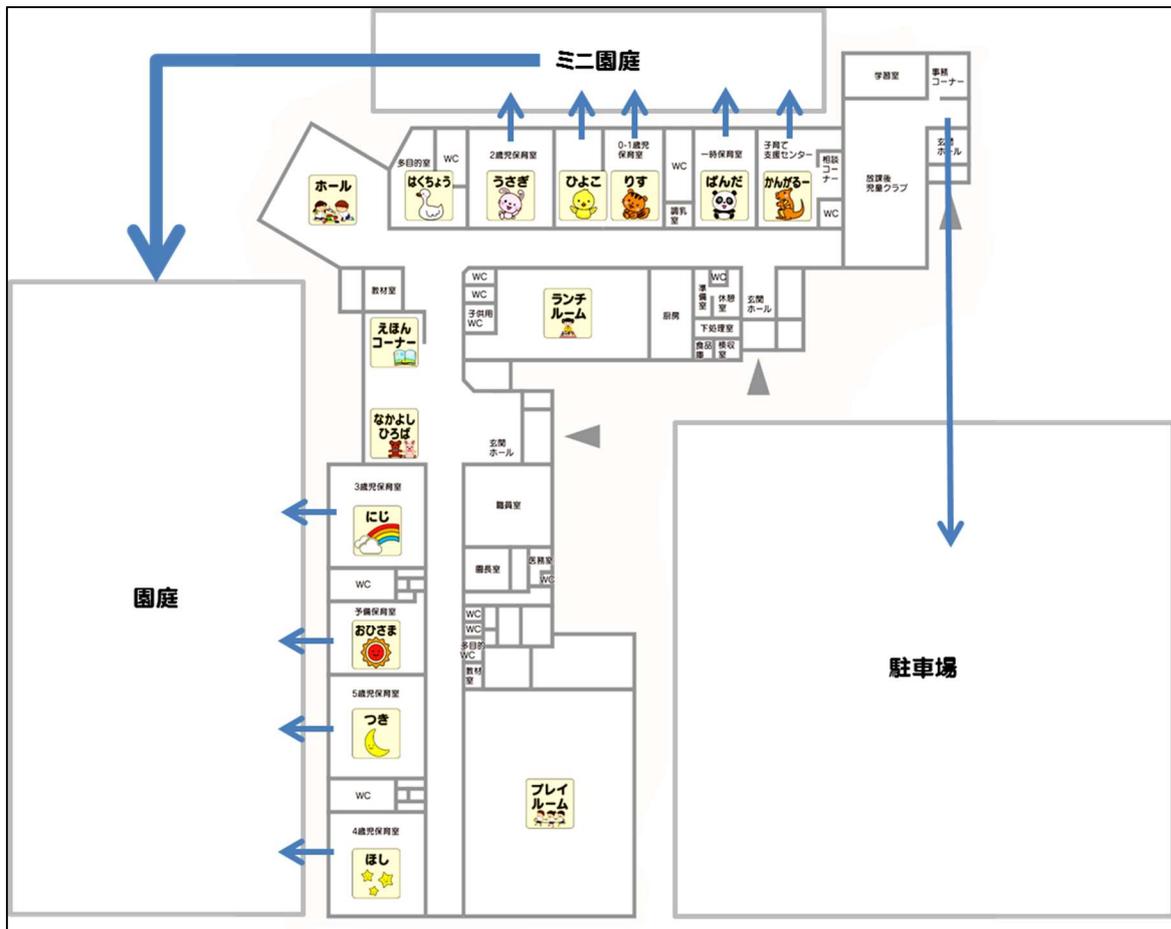
(1) 災害に応じた避難方法の検討

- ① 地震の場合…施設・設備の倒壊に備え、広いスペースを確保出来る駐車場に避難する。
- ② 浸水の場合…放課後児童クラブは平屋建てであるため、浸水に備えた上方避難が困難である。そのため、近接にある大潟小・中学校の2階以上へ避難する
- ③ 火災の場合…施設・設備の炎上に備え、広いスペースを確保出来る駐車場に避難する。

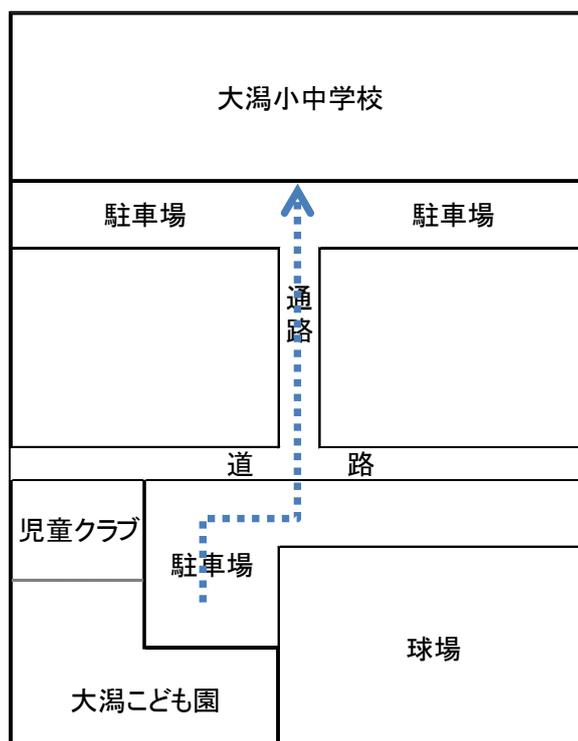
避難先（地震）	こども園駐車場
避難先（浸水）	大潟小・中学校
避難先（火災）	こども園駐車場

《6》避難経路

(1) 施設外までの避難経路



(2) 小・中学校までの避難経路



《7》災害時の行動（災害別）

<台風・水害がおきたら>

台風が発生したときには台風情報をつねにチェックし、接近や通過の可能性がある場合は、あらかじめしっかりと対策を立てておきます。

（1）開所中

- ① 台風情報・天気予報をつねにチェックし、状況に応じて保護者に連絡をとり、安全なうちに引き取ってもらいます。（早めの判断を心がける）
- ② 強風で飛ばされそうなものは屋外に置いたままにせず、屋内に移動します。
- ③ 停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオを準備します。
- ④ 断水に備え、ポリタンクなどに飲料用の水を確保します。
- ⑤ 浸水に備え、濡れて困るものは高い場所に移動します。

（2）避難勧告・指示が出た場合

- ① 保護者に連絡をとり、避難先や引き渡しについて伝えます。
- ② ブレーカーやガス、水道の元栓を閉めます。
- ③ 玄関、掲示板に避難場所を掲示します。
- ④ 子どもはしっかりと手をとって一緒に行動します。

<地震がおきたら>

落下物から身を守ることが先決です。子どもと自分の安全が確保でき、揺れがおさまったらすぐに火の元を確認し、窓やドア類を開け放ち、避難経路を確保します。

（1）室内にいた場合

- ① 子どもたちを上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない場所に待機します。
- ② 窓・扉を開けて出入口を確保します。
- ③ 火を消し、ガスの元栓を閉めます。
- ④ 状況に応じ、非常用持ち出し袋を背負い、子どもたちを避難場所へ誘導します。
- ⑤ 人員を確認し、テレビ等で正確な情報を入手します。

（2）屋外にいた場合

- ① 建物から十分離れた場所へ子どもを誘導します。
- ② 駐車場付近に子どもを集合させ待機します。
- ③ 人員を確認し、状況に応じてより安全な避難場所へ誘導します。

<火災がおきたら>

（1）児童クラブ（こども園）が火元の場合

- ① 消防署へ通報します。
- ② 子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導します。
- ③ ハンカチなどで鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動しながら、子どもを静かに早足で避難させます。
- ④ 延焼を防ぐためにドアや窓はできるだけ閉めます。
- ⑤ 消火器による初期消火をします。（背丈よりも火が高く上がってしまったら初期消火をあきらめ、身の安全を優先する）

（2）周辺が火災の場合

- ① 地域の連携先などと連絡をとりあって正確な情報を入手します。
- ② 状況に応じて、子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導します。

《8》災害時の人員体制と対策

(1) 災害時組織体制

早朝や夕方など時間帯によっては、少人数の職員で発生時に対応する事が予想されます。このため、同一施設内にあるこども園職員と連携し役割を分担し対応します。

役割名	係の仕事内容	担当者名
連絡係	① 災害発生時の児童、職員の安否確認、怪我などの確認。 ② 保護者と連絡をとる。	
施設係	① 児童クラブ施設内を点検。 ② 震災後の児童クラブ施設の応急危険度の判定	
避難誘導係	① 揺れがおさまったら、児童を安全な場所に避難させる。 ② 避難先で、児童の安全を確保する。	
救護係	① けが人への応急対応。 ② 医療機関の被害程度の確認（連絡係と連携）。 ③ けがの程度によっては医療機関に搬送。	

《9》保護者との連携（関係機関との連携）

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく保護者側の協力も必要なことから、あらかじめ災害時の連絡手段・連絡先等について確認します。

(1) 連絡手段の共有

災害時は電話が繋がらなくなることも想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決めておきます。

- ① すぐーる（園・小・中緊急連絡システム）を活用した一斉連絡。
- ② 職員による保護者への電話連絡
- ③ 災害伝言ダイヤルの活用（171）
- ④ 施設外へ避難した場合は、掲示物等の張り出し

※大規模な地震等が発生した場合、通信途絶や混乱下での情報伝達となることが想定されるため、職員から保護者に連絡をしなくても迎えに来ていただくことを普段から周知しておきます。

(2) 「引き渡しカード」の整備

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちです。そのため、事後の確認や整理のため、専用の「引き渡しカード」を整備しておきます。

(作成例)

児童引き渡しカード				
事前記入	学年		血液型	型
	児童名		生年月日	年 月 日
	保護者名		児童との関係	
	住所		電話番号	
	お迎え予定者			
引き取り時記入	引き取り者		園児との関係	
	引き渡し年月日	年 月 日 (AM・PM :)	引き渡した職員名	
	引き渡し承諾 (お迎え予定者以外であれば要確認)	有		
	引き渡し場所		特記事項	

《10》災害への備え

(1) 防災用品の備蓄

- ① 非常持ち出し袋を整備し、定期的に点検します。(避難訓練に併せて実施)

内容物リスト			
1	児童名簿(当日)	8	ウェットティッシュ
2	引き渡しカード	9	新聞紙
3	非常用給水バック	10	ゴミ袋
4	軍手	11	電池
5	タオル	12	懐中電灯
6	ティッシュ	13	メガホン
7	ゴム手袋	14	笛

(2) 防災教育、防災訓練

- ① 同一施設である「大潟こども園」と併せて、合同の避難訓練を実施します。
 ② 「危機管理マニュアル」を全職員で確認します。
 ③ 塾や習い事などで児童クラブを欠席する場合にはどうするのか、子ども自身がどう行動するのか、家庭で話し合っておくように呼びかけます。